

重要文化財（建造物）の指定及び 国史跡の追加指定について

国の文化審議会において、令和2年10月16日（金）、板野郡藍住町の「犬伏家住宅15棟」を新たに重要文化財（建造物）に指定するよう、また、令和2年11月20日（金）、徳島市国府町の四国八十八箇所霊場第十四番「常楽寺境内」を国史跡「阿波遍路道」に追加指定するよう文部科学大臣に答申されました。

（1）新指定 [重要文化財（建造物）]

名称	犬伏家住宅 15棟
所在地	板野郡藍住町東中富字大塚榜示
員数	主屋、座敷、応接室、書斎、宝庫、離座敷、北蔵、乾蔵、 味噌蔵、機械工場、五番蔵、東蔵、巽蔵、前納屋、表門、 土地5,081.30㎡

【内容】

犬伏家住宅は和風建築で、応接室のみ洋風とする。台所の改装、及び浴室の設備を一部交換した以外、建設された昭和初期の状態が極めて良好に残されている。

また、細部にまで創意工夫が凝らされており、意匠優秀な近代和風住宅として評価を受け、主屋をはじめとする建物15棟及び土地もあわせて重要文化財（建造物）に指定されることとなった。



犬伏家住宅 全景（東から）



犬伏家住宅 応接室

(2) 追加指定 [国史跡]

名称 阿波遍路道「常楽寺境内」
所在地 徳島市国府町延命^{えんめい}字天神谷606番1 外1筆
指定地 5,005.57㎡

【内容】

第十四番「常楽寺」は、徳島市国府町延命の平野部を望む標高30mの結晶片岩の岩盤上に所在する。

現在の境内地は、18世紀末から19世紀前半にかけて行われた寺施設の旧地からの移転に伴い造成されたものである。往時の境内景観が良好に保たれ、山麓から境内に至る石段は結晶片岩の削り出し、本堂・大師堂前には「流水岩^{りゅうすいがん}の庭」と呼ばれる露岩が広がる。

四国遍路の発展過程を考える上で重要であることから、国史跡として追加指定されることとなった。



常楽寺遠景



境内景観



大師堂



本堂